



記者発表資料

平成30年7月11日
建設局建設総務課
電話 245-5363
内線3311

官製談合事件に係る損害賠償金の納付について

市発注工事における官製談合事件について、千葉市から受注者に対し6月15日に損害賠償請求書を発送し、7月9日に全額が納付されたことが確認できましたので、お知らせいたします。

1 納付日

平成30年7月9日（月）

2 納付額（損害賠償請求額）

93,241,368円

※契約額の2割

3 事案経緯

㈱伊藤工務店の元営業担当が公契約関係競争入札妨害罪に該当するとして平成30年6月13日（水）に有罪判決が確定したことを受け、受注した工事の契約約款に基づき契約額の2割を損害賠償金として請求し、受注者より全額納付された。

4 対象工事

(1) 工事名：(主) 千葉鎌ヶ谷松戸線道路改良工事（28-1）

契約額：242,101,440円

受注者：伊藤・白川建設共同企業体

(2) 工事名：誉田跨線橋外1補修工事（緑29-1）

契約額：224,105,400円

受注者：㈱伊藤工務店